

岐阜市教育大綱

平成 27 年 12 月 28 日

岐 阜 市 長

1 大綱策定の趣旨

(本市の取り組み)

本市は、資源の少ない我が国において“**人こそが最大の財産**”であると考え、平成18年度に、重点政策の基本方針に「知識社会への転換」を掲げて以来、常に「**教育**」を**行政経営の中心**に据え、子育て・教育によって選ばれるまち―「**子育て・教育立市**」に向けた取り組みを推進してきました。平成22年度からは、様々な場面で人が主役となり、人を中心にした「**人間主義都市**」の実現を目指し、人への投資を更に加速してきたところです。

具体的には、国に先駆けての小学校における**英語教育**の開始・教科化を端緒に、**理数教育**の充実、**ICT教育**の推進、市立全学校への**エアコン整備**、**岐阜市型コミュニティ・スクール**などを強力に推進してきました。また、究極の教育立市を標榜して、乳幼児から成人前までの全ての子ども・若者、保護者、教員を対象に、あらゆる悩み・不安を総合的・継続的に支援する、**子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”**を設置し、本市の子育て環境の更なる充実に努めてきたところです。これらの**時代を先取りした教育施策**により、現在の本市において、子どもたちのハード・ソフト両面の教育環境は整いつつあると考えています。

(社会情勢)

一方で、私たちの**社会の変化は非常に速く**、米国の学者キャシー・デビッドソン氏が「2011年に米国の小学校に入学した子どもたちの65%は、大学卒業時、今はない職業に就く」と述べるように、**将来の社会**は、私たちの**予想をはるかに超えたものに様変わり**している可能性が高いと言われます。

こうした変化の激しい時代にあって求められるのは、**自ら、他人と力を合わせて、課題の解決に取り組む意欲と力**を身に付けた人財(材)であり、本市は、常に、こうした人財(材)を育成するための「**次の一手**」を考えていかなければなりません。

(国の動向)

現在、国では、**高等学校・大学教育、大学入試の選抜方法の改革**の検討を進めており、高等学校・大学については、基本的な知識の習(修)得にとどまらず、課題の解決に向けて**主体的に**、他人と**協働して学ぶ「アクティブ・ラーニング」**の充実が、大学入試については、学力を**多面的・総合的に**評価するための**大学入学希望者学力評価テスト(仮称)**のあり方が議論されています。これに伴い、**義務教育**も大きく変わろうとしており、「**アクティブ・ラーニング**」を前面に出した**学習指導要領の改訂**に向けた作業がなされています。

(大綱の策定)

こうした状況を踏まえ、この岐阜市教育大綱では、教育が「**学び方**」を**重視**したものに変わりつつある中で、**これからの時代を先取り**して、子どもたちに**変化の激しい社会を生き抜くのに必要な意欲と力**を身に付けてもらうための**教育**が必要との考えに基づき、以下の**基本方針**を定めました。本市の子どもたちが、こうした意欲と力を身に付け、将来社会を逞しく生き抜いてくれることを望んでやみません。

2 大綱の見直しについて

この大綱の策定後に、社会情勢の変化により、策定時には想定されなかった教育上の課題が新たに生じた場合は、迅速に大綱を見直していきます。

3 岐阜市教育大綱

(1) 基本方針

岐阜市は、地域・保護者の皆様とともに、

「夢と希望に満ちた未来の実現」 に向け、

果敢に挑戦できる子どもを育みます

基本方針1 **自ら学ぶ意欲、個性を磨く意欲**を育む

主体性
個性

- 学ぶ意義を理解させ、楽しさを実感させることにより、自ら積極的に学ぶ意欲、個性を磨く意欲を育みます。

☞（施策の方向性）

- ▶ 実社会・実生活とつながる学びにより、学びへの興味・関心の芽を見出し学ぶ意欲を育む。
- ▶ 自らの意思に基づき個性を磨こうとする意欲を育む。

基本方針2 **多様な人と協働し、考える力**を育む

協働性
思考力

- 知識・技能の習（修）得とともに、課題の解決に向けて他者と協働し、考える力を育みます。

☞（施策の方向性）

- ▶ 対話・議論を通じて他者に共感し、多様な考えを尊重する力を育む。
- ▶ 習（修）得した知識・技能を活用して思考する力を育む。

基本方針3 **地域・社会と関わる意欲**を育む

社会参画意欲
地域への誇り

- 地域・社会の課題に我が事として関わり、地域・社会をより良くしようとする意欲を育みます。

☞（施策の方向性）

- ▶ 地域・社会の中での学びを通じて、地域・社会の担い手としての自覚と、地域・社会をより良くしようとする意欲を育む。
- ▶ 岐阜市の人財（材）・自然を活用し、地域・ふるさとを誇りに思う心を育む。

(2) 実施にあたっての姿勢

基本方針の実施にあたっては、

- ▶ 地域・保護者の皆様との**協働を進め**、
- ▶ 総合教育会議において定期的に関連施策の**成果を検証**するとともに、
- ▶ 特に子どもたちの教育に重要な役割を担う「**教員の指導力の向上**」に取り組みます。

▶ この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地方教育行政法」といいます。）第1条の3第1項の規定に基づいて、地方公共団体の長が定めることとされている「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として、岐阜市長が策定した、本市の教育に関する施策の目標や根本となるべき方針です。

▶ この大綱の策定に当たっては、地方教育行政法第1条の3第1項の規定により、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項の規定に基づいて、国が策定した教育振興基本計画を参酌しました。

【担当】岐阜市教育委員会教育政策課

〒500-8720 岐阜市神田町一丁目11番地

電話番号 (058) 265-3982 (直通)